

JATA 会員向け団体保険制度一覧 保険始期月

1. 旅行特別補償保険	7月
2. 旅行事故対策費用保険	7月
3. インバウンドトラベル保険	7月
4. 旅行業者賠償責任保険	12月
5. 旅程保証責任保険	12月
6. 超個人情報漏えい保険	12月

企画旅行（海外・国内）に係る保険 JATA「旅行特別補償保険 包括契約」団体募集のご案内

● ● ● 本 包 括 契 約 の 特 長 ● ● ●

(1) 包括契約割引を適用 スケールメリットあり！

旅行特別補償保険・海外企画旅行で12.5%、国内企画旅行で5%の包括契約割引を適用。
ただし、海外旅行保険・国内旅行傷害保険を除きます。また、本団体制度に加入する旅行会社の取扱旅行者総数によっては割引率が変更となる場合があります。

加入会員の取り扱うすべての旅行者数に対応する割引が適用されております。

(2) 包括契約なので事務処理が簡単で、効率的です！

1年間に取り扱う企画旅行を包括してご加入いただくことができます。
ご加入後は、毎月1か月分を取りまとめてご報告いただき、包括契約期間終了後に保険料の精算を行います。

ご存知ですね？ 特別補償責任

海外企画旅行では、お客様が傷害事故で死亡された場合、
旅行会社に過失がなくても 2,500万円/名 を補償する責任があります。

(旅行業約款特別補償規程)

この機会に包括契約のメリットを活かしながら、
貴社の経営リスクに対する備えを万全に！

事故例

海外企画旅行に参加されているお客様が事故に遭遇し、2名の方が死亡されたほか、1名の方が重傷を負われ7日間入院された。

旅行業約款の特別補償規程により旅行業者は死亡された2名の方に計5,000万円、入院された方に10万円の補償金を支払う必要が生じた。

※保険内容については、パンフレットをご参照ください。

JATA「旅行特別補償保険 包括契約」とは

旅行業約款上の特別補償規程部分をカバーする保険制度です。

【旅行特別補償保険】

旅行業約款上の特別補償規程に基づいて支払責任を負った場合を補償。旅行者の事故による死亡・後遺障害ならびに、入院見舞金・通院見舞金に対応。また、旅行業約款で義務付けられている携行品損害に対する補償もオプションでご加入いただけますので、ぜひご加入をご検討ください。

<旅行者に対するサービス保険> (オプション)

【海外旅行保険】 (傷害治療費用保険金)	旅行特別補償保険とは別に、 <u>旅行者の傷害による治療実費</u> を補償。 (傷害治療費用保険金額50万円まで)
【国内旅行傷害保険】 (入院保険金、手術保険金および 通院保険金のみの支払特約)	旅行特別補償保険とは別に、 <u>旅行者の傷害による入院(・手術)・通院</u> を日額補償。 (入院保険金日額 3,000円、通院保険金日額 2,000円)

加入プラン保険料表

暫定保険料

=

包括契約期間中見込旅行参加者数

×

一人あたりの保険料

※旅行参加者数に応じて加重平均した旅行日数に対応する保険料をお取扱いの旅行の形態により、下表からお選びください。
 ただし、携行品損害補償、海外旅行保険、国内旅行傷害保険の各オプションにつきましては、旅行特別補償保険(基本)に加入しない場合には単独でのご加入はできません。

<海外企画旅行> 保険料表

保険期間	保険種目別旅行者1人あたり保険料		
	旅行特別補償保険(基本)	旅行特別補償保険(オプション)	海外旅行保険(オプション) (旅行特別補償にセットのサービス保険)
	<保険金額(定額)> 死亡・後遺障害補償 2,500万円 入院見舞費用(入院日数により) 4~40万円 通院見舞費用(通院日数により) 2~10万円	<保険金額(時価額または修繕費)> 携行品損害補償 14万7,000円まで (1個1組または1対あたり10万円まで) (1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円)	<保険金額(実費)> 傷害治療費用 50万円まで ※1
3泊4日まで	286円	29円	140円
5泊6日まで	465円	46円	190円
7泊8日まで	573円	58円	240円
10泊11日まで	634円	64円	290円
14泊15日まで	755円	75円	390円
17泊18日まで	804円	81円	460円

※1. 海外旅行保険については旅行期間15日まで1日ごみの保険料が設定されています。
 ※記載のない期間の保険料は(株)ジャタまでご照会ください。

<国内企画旅行> 保険料表

保険期間	保険種目別旅行者1人あたり保険料		
	旅行特別補償保険(基本)	旅行特別補償保険(オプション)	国内旅行傷害保険(オプション) (旅行特別補償にセットのサービス保険)
	<保険金額(定額)> 死亡・後遺障害補償 1,500万円 入院見舞費用(入院日数により) 2~20万円 通院見舞費用(通院日数により) 1~5万円	<保険金額(時価額または修繕費)> 携行品損害補償 14万7,000円まで (1個1組または1対あたり10万円まで) (1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円)	<保険金額(日額×日数)> 入院保険金日額 3,000円 通院保険金日額 2,000円 ※2
1日(日帰り)	52円	13円	108円
1泊2日	56円	14円	108円
2泊3日	65円	16円	108円
3泊4日	69円	18円	108円
6泊7日まで	91円	23円	108円
13泊14日まで	126円	29円	108円

※2. 手術保険金の支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。

保険期間は日本のカレンダーによる出発日、帰着日で数えます(出発の当日を含めて数えます)。また、旅行特別補償保険について、企画旅行の日程に、旅行者の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日がある場合は、その日数を控除した日数に対応する区分の保険料によります。なお、本表に記載されていない保険期間に対応する保険料につきましては、(株)ジャタまでご照会ください。

包括契約期間

2019年7月1日(午前0時)～2020年6月30日(午後12時)まで

(注) 包括契約期間中に開始した旅行が包括契約の対象になります。

*期間途中でのご加入も随時受付しております。契約期間終期は団体契約終期と同じになります。

ご加入手続き

(1) 保険申込方法

「加入依頼書(海外用)」「加入依頼書(国内用)」の2つの加入用紙をご用意しております。加入依頼書記載の表からご加入のタイプをお選びいただき、必要事項をご記入・ご捺印の上、「(株)ジャタ」まで取り急ぎFAXにてご返信ください。なお、本紙は、別途ご返送ください。

ご返信
および
ご返送先

FAX. 03-3504-1753 / TEL. 03-3504-1751

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4F

(株)ジャタ「JATA旅行特別補償保険 包括契約」係

(2) 暫定保険料のお振込

包括契約期間中見込旅行参加者数に基づいた“暫定保険料”を下記口座までお振込みください。

お振込口座

三菱UFJ銀行 虎ノ門中央支店 普通 No.5000509

シャ)ニホンリョコウギョウキョウカイ

(3) 募集の申込・振込締切日

2019年6月20日(木) 申込・振込 締切

*上記締切日までに「加入依頼書」が間にあわなかった場合、また暫定保険料が着金しない場合は7月1日より保険を開始できない場合がございますので、ご注意ください。

その他

(1) 毎月の契約報告

所定の報告用紙(後日送付致します)に、旅行毎に取扱人員と旅行日数をご記入いただき、1ヵ月分をお取りまとめの上、翌月の10日までにご通知いただくことになります。事務の詳細につきましては、後日送付致します「JATA旅行特別補償保険包括契約の手引き」をご参照ください。ご通知が遅れたり、ご通知内容に漏れがある場合は保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) その他通知事項

- ①対象となる旅行につき保険金額の合計が**60億円を超える場合**には、その旅行に関する保険期間の始期前にご通知願います。
- ②対象となる旅行において、割増保険料が必要な危険な運動等を行う場合、その旅行に関する保険期間の始期前にご通知願います。ご通知いただけなかった場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ③旅行期間が延長された場合には、遅滞なくご通知願います。

(3) 確定保険料の精算

確定保険料は、包括契約期間終了後、毎月のご通知に基づき速やかに「(株)ジャタ」で計算し、期初にお納めいただいた暫定保険料との差額を精算致します。また、本包括契約は、包括契約割引を適用しておりご報告いただきました取扱旅行者数の実績により、保険料変更の可能性がありますのでご了承ください。詳細につきましては「JATA旅行特別補償保険包括契約の手引き」をご覧ください。

旅行特別補償保険(海外企画旅行)の暫定保険料に適用されている包括契約割引:12.5%…取扱人数1万人以上3万人未満の場合

保険料例:取扱人数が6千名以上1万人未満となった場合 包括契約割引:10% 3泊4日保険料 286円→293円

旅行特別補償保険(国内企画旅行)の暫定保険料に適用されている包括契約割引:5%…取扱人数10万人以上20万人未満の場合

保険料例:取扱人数が100,000人未満となった場合 包括契約割引なし 3泊4日保険料 69円→72円

海外旅行保険の暫定保険料に適用されている包括割引:5%…実収保険料100万円以上400万円未満の場合

保険料例:実収保険料が100万円未満となった場合 [6日まで]190円→200円

国内旅行傷害保険の暫定保険料…取扱人数3,000人以上かつ保険料24,000円以上の料率を適用

保険料例:取扱人数が3,000人未満もしくは保険料が24,000円未満となった場合 料率体系が変更となり「3泊4日まで」108円→180円

(4) 事故の報告

事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店である「(株)ジャタ」へご一報いただき、保険金請求に必要な書類等のアドバイスを受けてください。保険金請求時の必要書類の中には、現地で取得しておかなければならないものがありますのでご注意ください。詳細は、「JATA旅行特別補償保険 包括契約の手引き」(後日送付)をご参照ください。

なお、事故の日(航空機もしくは船舶が行方不明または遭難の場合は、行方不明または遭難した日)から30日以内に取扱代理店または引受幹事保険会社にご通知のない場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

契約概要

保険契約者 : 一般社団法人 日本旅行業協会

(事故の際、保険金を請求し、これを受け取る権利のある方)

被保険者

: 本保険加入の会員各社(第1種・第2種・第3種旅行者)

※「海外旅行保険」「国内旅行傷害保険」(サービス保険)では旅行者本人

加入資格

: 一般社団法人 日本旅行業協会の正会員・協力会員

保険種目	補償の概要	ご加入の主旨
【旅行特別補償保険】 (海外用・国内用)	会員が行う企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行に参加中に急激・偶然・外来の事故によって身体に傷害を被ったときまたは所有する携行品に損害を被った場合に、貴社が旅行業約款の特別補償規程に基づいてその旅行者またはその法定相続人に対して補償金または見舞金の支払責任を負担する場合に、保険金が支払われます。	旅行業約款上の特別補償規程部分をカバーします。 ※ただし、旅行業約款上、企画旅行に義務づけられている携行品に対する補償は、本保険制度では携行品損害補償(オプション)を選択された加入会員のみカバーされます。
【海外旅行保険】 (傷害治療費用保険金) (海外用サービス保険(オプション))	会員が行う海外企画旅行に参加する旅行者がその企画旅行に参加中に急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を被り医師の治療を受けた場合、旅行業約款に定める補償責任とは別に、保険金が支払われます。	本来旅行者が自ら手配するべきリスクではありますが、保険未加入者への対応や病院に対する支払保証の問題等に対処するために、会員がサービスで加入するものです。
【国内旅行傷害保険】 (入院保険金・手術保険金および通院保険金のみの支払特約) (国内用サービス保険(オプション))	会員が行う国内企画旅行に参加する旅行者がその企画旅行に参加中に急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を被り、通院もしくは入院・手術した場合、旅行業約款に定める補償責任とは別に保険金が支払われます。	本来旅行者が自ら手配するべきリスクではありますが、保険未加入者への対応のため、会員がサービスで加入するものです。

<「海外旅行保険」ご加入の際の旅行先でのお仕事・運動>

旅行先での運動: 次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
 ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
 ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

旅行先でのお仕事: 次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合

※このパンフレットは、JATA包括契約である「旅行特別補償保険」および「海外旅行保険(傷害治療費用保険金)」「国内旅行傷害保険(入院保険金・手術保険金および通院保険金のみの支払特約)」の概要を説明したものであり、補償の内容等については「保険約款」もしくは「手引き」をご覧ください。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款により、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受幹事保険会社にご照会ください。

企画旅行に参加中とは(旅行特別補償保険)

「企画旅行に参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって保険の補償を受けられる方があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその企画旅行の日程に定める最初の交通機関・宿泊施設等(交通機関・宿泊施設等には、旅行者が企画旅行に参加するため個別に利用する機関等を含みません。以下同様とします。)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の交通機関・宿泊施設等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者が離脱および復帰の予定日時をあらかじめ保険の補償を受けられる方に届け出ることなく離脱した場合または復帰の予定なく離脱した場合は、その離脱している間は、企画旅行に参加していないものとします。また、その企画旅行の日程に、旅行者が保険の補償を受けられる方の手配にかかわる交通機関・宿泊施設等のサービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨およびその日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対し旅行業約款に基づく補償金および見舞金の支払が行われない旨が契約書面に明示されたときは、その日は企画旅行に参加していないものとします。
 ※「海外旅行保険」「国内旅行傷害保険」(サービス保険)では、旅行者が企画旅行に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間をいいます(海外旅行保険には「旅行者が付保する海外旅行保険契約に関する特約」、国内旅行傷害保険には「旅行者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされております。)

《お問い合わせ先》

協会の指定事業委託会社

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4F

取扱代理店 (株) ジャタ

TEL : 03-3504-1751 FAX : 03-3504-1753

URL : <http://www.yu-jata.com>

※取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

引受幹事保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 旅行業営業部営業第一課

〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16 TEL.03-5537-3491

共同引受保険会社 : AIG 損害保険(株) Chubb損害保険(株) ジェイアイ傷害火災保険(株) 三井住友海上火災保険(株)

※この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。また、引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80% (破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%) まで補償されます。

※この保険の保険契約者は、一般社団法人 日本旅行業協会です。保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人 日本旅行業協会が有します。

JATA 旅行特別補償保険 包括契約加入依頼書 海外用

海外旅行保険(傷害治療費用保険金)

当社は、「ご加入時の確認事項」および裏面の定める事項に従い、JATA包括契約に加入します。

【ご注意】 ☆または★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

(包括契約期間:2019年7月1日午前0時~2020年6月30日午後12時)		加入依頼日		年	月	日
所在地	〒 (所在地・会員名・代表者名はゴム印可)					
会員名	ご加入時の確認事項 確認印兼用					
代表者名	印					
都道府県	種別	種		登録No.*		
部署 担当者	TEL	FAX				
	メールアドレス					

ご加入時の確認事項 加入資格は保険契約者である一般社団法人 日本旅行業協会の正会員・協力会員となります。加入依頼者は重要事項説明書、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項」および「個人情報取扱いに関するご案内」の内容について確認のうえ同意いたします。 *1種の会員は観光庁長官の登録No.を、2種・3種の会員は知事届出No.をご記入下さい。

対象とする旅行の種類	●海外企画旅行(募集型・受注型企画旅行)
------------	----------------------

ご加入される保険種目									
希望されるタイプの番号を○で囲んで下さい。	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)+③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>①旅行特別補償保険(基本部分)+③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>①旅行特別補償保険(基本部分)のみ</td> </tr> </table>	1	①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)+③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)	2	①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)	3	①旅行特別補償保険(基本部分)+③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)	4	①旅行特別補償保険(基本部分)のみ
1	①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)+③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)								
2	①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)								
3	①旅行特別補償保険(基本部分)+③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)								
4	①旅行特別補償保険(基本部分)のみ								

②携行品損害補償(オプション)と③海外旅行保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)は、①旅行特別補償保険(基本部分)に加入しない場合には単独では加入できません。

	①旅行特別補償保険(基本)	②旅行特別補償保険(オプション)	③海外旅行保険 (旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)
保険金額	<保険金額(定額)> 死亡・後遺障害補償 2,500万円 入院見舞費用(入院日数により) 4~40万円 通院見舞費用(通院日数により) 2~10万円	<保険金額(時価額または修繕費)> 携行品損害補償 14万7,000円まで (1個1組または1対あたり10万円まで) (1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円)	<保険金額(実費)> 傷害治療費用 50万円まで
☆ 対象とする旅行の 包括契約期間中見込旅行者数	名		
平均旅行日数とその 一人あたりの保険料*	泊 日	泊 日	泊 日
暫定保険料	円	円	円
暫定保険料計	円	円	円

*保険料表をご参照下さい。

他の保険契約等(注)がありますか?

★ 他保険契約等(注)	あり なし	ありの場合	保険会社名	保険種類	満期日	保険金額
						円

(注)「他の保険契約等」(同時に申し込む契約を含みます。)とは、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。

他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引き受けができない場合があります。

本紙郵送前に、両面コピーの上、控えてお手元にも保管してください。
2019年5月作成 19-TC00259

JATA 旅行特別補償保険 包括契約加入にあたって

海外旅行保険（傷害治療費用保険金）

1. 上記包括保険契約に加入する会員（以下（甲）という。）は、加入依頼書に定めた旅行の全てに対して、加入依頼書に定める保険契約の加入依頼をします。
2. 甲は加入依頼書に定めた旅行に参加するすべての旅行者の氏名、連絡先、旅行期間、旅行経路等を記載した帳簿を備えつけるものとします。
3. 甲は保険契約の加入依頼と同時に、加入依頼書に定める暫定保険料を保険契約者である一般社団法人 日本旅行業協会（以下「乙」という。）に支払い、乙は本契約締結と同時に引受幹事保険会社（以下「丙」という。）に支払います。引受保険会社は暫定保険料領収前に生じた事故に対しては保険金を支払いません。
4. 甲は毎月末日を締切日とし、締切日後 10 日以内（以下「通知日」という。）に締切日前 1 ヶ月間に実施された「加入依頼書に定めた旅行」の全てについて旅行者数、旅行期間その他の必要項目を丙の定める通知書に記載して、乙を通じて丙に通知しなければなりません。
5. 前項の通知に遅滞、脱漏があった場合は、包括契約期間終了後であっても、甲は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。
6. 甲は包括契約期間終了後に4. の通知に基づく毎月の確定保険料の合計額と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
7. この規定に定めのない事項については、乙と引受保険会社間で別途締結される「旅行特別補償保険包括契約書」「海外旅行保険包括契約書」の規定に準ずるものとします。
8. 事故発生の際に保険契約等や保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。
9. 保険契約者は、本紙を保険契約申込書として用い、ご加入者からの加入依頼内容に基づき、加入依頼日を、申込日として保険契約を申込みます。なお、契約解約権や変更請求権等は原則として保険契約者が有しますが、保険契約者はご加入者から解約、変更請求等の申し出があった場合には必ずこれに応じて必要な対応を行います。

JATA 旅行特別補償保険 海外旅行保険

海外用

【補償内容のご説明】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行特別補償保険	死亡補償保険金 旅行者が海外企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（*1）により、事故の日から180日以内に死亡され（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、かつ、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者の法定相続人に対して死亡補償金の支払責任を負った場合。	死亡・後遺障害補償保険金額を限度に死亡補償金の額 ①その旅行者について、既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、下記の額を限度とします。 お支払限度額 = 死亡・後遺障害補償保険金額 - 既に支払われた後遺障害補償保険金の額	たとえば、次のような事由により旅行者に生じたケガにより保険の補償を受けられる方が被った損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者、保険の補償を受けられる方または旅行者の故意 ②死亡補償金を受け取るべき者の故意 ③旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④旅行者の酒酔運転中または無免許運転中に生じた事故 ⑤旅行者の脳疾患、疾病または心身喪失 ⑥旅行者の妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*3 ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩むちうち症・腰痛で他覚症状のないもの
	後遺障害補償保険金 旅行者が海外企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（*1）により、事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じ、かつ、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して後遺障害補償金の支払責任を負った場合。	（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害補償保険金額の3%～100%の金額を限度に後遺障害補償金の額 ①お支払い額は、旅行者1名について、保険期間（保険のご契約期間）を通じて合計で死亡・後遺障害補償保険金額を限度とします。	*3「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるものはお支払いの対象となります。
	入院見舞費用保険金 旅行者が海外企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（*1）により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して入院見舞金の支払責任を負った場合。	入院日数に応じて、入院見舞費用保険金額を限度に入院見舞金の額（*2） ※入院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、入院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。	旅行者が次の行為を行っている間に生じた事故により保険の補償を受けられる方が被った損害に対しては、その行為が旅行日程に含まれている場合で、かつ、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合に限り、保険金をお支払いします。 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ ・自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行、試運転 ・路線航空機以外の航空機操縦
通院見舞費用保険金 旅行者が海外企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（*1）により、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、3日以上通院（往診を含みます。）された場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して通院見舞金の支払責任を負った場合。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 ①平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。	通院日数に応じて、通院見舞費用保険金額を限度に通院見舞費用の額（*2） ※通院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、通院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。		

*1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した結果急激に生じる中毒症状を含みます（ただし、細菌性食中毒は含みません。）。したがって、通常の赤痢・コレラ等は対象となりません。

*2 同一の旅行者が入院かつ通院した場合には、入院見舞費用保険金と通院見舞費用保険金（通院日数に入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、通院見舞費用保険金を算出します。）のいずれか大きい金額（同額の場合には入院見舞費用保険金）のみをお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行特別補償保険	携行品損害補償保険金（オプション） 海外企画旅行中に旅行者の携行品（*4）が盗難、破損、火災等の偶然な事故によって損害を受け、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に損害補償金を支払う場合。 *4 携行品とは？ 旅行者が所有かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、航空券、パスポート、コンタクトレンズ、各種書類等は含みません。	携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とし、時価額（*5）または修繕費のいずれか低い額を限度に損害補償金の額から旅行者1名につき1回の事故につき免責金額（自己負担額）3,000円を差し引いた額 ①お支払いする保険金は、旅行者1名につき、14万7,000円が限度となります。 *5 時価額とは？ 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	上記の①、③、④、⑧、⑨に加え、 ・旅行者と世帯を同じくする親族（*6）の故意 ・補償の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失（*9） *6 6親等内の血族、配偶者*7または3親等内の姻族をいいます。 *7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り）。①婚姻意思（*8）を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *8 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます（婚約とは異なります。）。 *9 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
海外旅行保険（傷害治療費用保険金）	<p>保険の対象となる方が、海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合。</p>	<p>1回のケガにつき次の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、下記の①～③、⑥については、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。また、お支払いする保険金は1回のケガにつき、傷害治療費用保険金額が限度となります。</p> <p>① 医師または病院に支払った診療・入院関係の費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。）。</p> <p>② 治療に伴い必要となった通訳雇入費用、交通費。</p> <p>③ 義手、義足の修理費。</p> <p>④ 入院のため必要となった a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費。ただし、一回のケガにつき、身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品の購入費合計で20万円を限度とします。</p> <p>⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。）</p> <p>⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用。</p> <p>（注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療のために支出した費用については保険金をお支払いできません。</p> <p>（注）次の a. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。</p> <p>a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用。</p> <p>b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用。</p> <p>c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺行為、犯罪行為 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、心神喪失によるケガ ・妊娠・出産・早産・流産によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 *1 ・放射線照射、放射能汚染 ・医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛その他の症状 ・海外旅行開始前、または終了後に発生したケガ ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p>

※海外旅行保険（サービス保険）には「旅行者が付保する海外旅行保険契約に関する特約」がセットされているため、「海外旅行中」とは、海外企画旅行に参加するため所定の集合場所に集合した時から、所定の解散地で解散するまでの間を旅行行程中とみなし対象とします。

※上記のケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、急性の細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。

※重複補償について

- 保険の補償が受けられる方が、補償内容が同様の保険契約（*1）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約の要否をご検討ください。（*2）

*1 旅行特別補償保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。（旅行特別補償保険・携行品損害補償セットの場合）

※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

JATA 旅行特別補償保険 国内用

国内旅行傷害保険(入院保険金、手術保険金および通院保険金のみ)の支払特約 包括契約加入依頼書

当社は、「ご加入時の確認事項」および裏面の定める事項に従い、JATA包括契約に加入します。

【ご注意】 ☆または★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

(包括契約期間:2019年7月1日午前0時~2020年6月30日午後12時) 加入依頼日 年 月 日

所在地	〒 (所在地・会員名・代表者名はゴム印可)				
会員名	ご加入時の確認事項 確認印兼用 印				
代表者名					
都道府県	種別	登録No.*			
部署 担当者	TEL	FAX			
	メールアドレス				

ご加入時の確認事項 加入資格は保険契約者である一般社団法人 日本旅行業協会の正会員・協力会員となります。加入依頼者は重要事項説明書、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項」および「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認のうえ同意いたします。 *1種の会員は観光庁長官の登録No.を、2種・3種の会員は知事届出No.をご記入下さい。

対象とする旅行の種類 ●国内企画旅行(募集型・受注型企画旅行)

ご加入される保険種目	
希望されるタイプの番号を○で囲んで下さい。	1 ①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション)+③国内旅行傷害保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション) 2 ①旅行特別補償保険(基本部分)+②携行品損害補償(オプション) 3 ①旅行特別補償保険(基本部分)+③国内旅行傷害保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション) 4 ①旅行特別補償保険(基本部分)のみ
②携行品損害補償(オプション)と③国内旅行傷害保険(旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)は、①旅行特別補償保険(基本部分)に加入しない場合には単独では加入できません。	

	①旅行特別補償保険(基本)	②旅行特別補償保険(オプション)	③国内旅行傷害保険 (旅行特別補償保険にセットのサービス保険/オプション)
保険金額	<保険金額(定額)> 死亡・後遺障害補償 1,500万円 入院見舞費用(入院日数により) 2~20万円 通院見舞費用(通院日数により) 1~5万円	<保険金額(時価額または修繕費)> 携行品損害補償 14万7,000円まで (1個1組または1対あたり10万円まで) (1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円)	<保険金額(日額×日数)> 入院保険金日額 3,000円*1 通院保険金日額 2,000円
☆ 対象とする旅行の 包括契約期間中見込旅行者数	名		
平均旅行日数とその 一人あたりの保険料*	泊 日	泊 日	泊 日
暫定保険料	円	円	108 円
暫定保険料計	円	円	円

*1 手術保険金の支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。

他の保険契約等(注)がありますか?

★ 他 の保 険契 約等 (注)	あり なし	あり の 場 合	保険会社名	保険種類	満期日	保険金額
						円

(注)「他の保険契約等」(同時に申し込む契約を含みます。)とは、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引き受けができない場合があります。

JATA 旅行特別補償保険 国内旅行傷害保険(入院保険金、手術保険金および通院保険金のみ)の支払特約 包括契約加入にあたって

1. 上記包括保険契約に加入する会員（以下（甲）という。）は、加入依頼書に定めた旅行の全てに対して、加入依頼書に定める保険契約の加入依頼をします。
2. 甲は加入依頼書に定めた旅行に参加するすべての旅行者の氏名、連絡先、旅行期間、旅行経路等を記載した帳簿を備えつけるものとします。
3. 甲は保険契約の加入依頼と同時に、加入依頼書に定める暫定保険料を保険契約者である一般社団法人 日本旅行業協会（以下「乙」という。）に支払い、乙は本契約締結と同時に引受幹事保険会社（以下「丙」という。）に支払います。引受保険会社は暫定保険料領収前に生じた事故に対しては保険金を支払いません。
4. 甲は毎月末日を締切日とし、締切日後 10 日以内（以下「通知日」という。）に締切日前 1 ヶ月間に実施された「加入依頼書に定めた旅行」の全てについて旅行者数、旅行期間その他の必要項目を丙の定める通知書に記載して、乙を通じて丙に通知しなければなりません。
5. 前項の通知に遅滞、脱漏があった場合は、包括契約期間終了後であっても、甲は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。
6. 甲は包括契約期間終了後に 4. の通知に基づく毎月の確定保険料の合計額と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
7. この規定に定めのない事項については、乙と引受保険会社間で別途締結される「旅行特別補償保険包括契約書」「国内旅行傷害保険包括契約書」の規定に準ずるものとします。
8. 事故発生の際に保険契約等や保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。
9. 保険契約者は、本紙を保険契約申込書として用い、ご加入者からの加入依頼内容に基づき、加入依頼日を、申込日として保険契約を申込みます。なお、契約解約権や変更請求権等は原則として保険契約者が有しますが、保険契約者はご加入者から解約、変更請求等の申し出があった場合には必ずこれに応じて必要な対応を行います。

JATA 旅行特別補償保険

国内旅行傷害保険(入院保険金、手術保険金および通院保険金のための支払特約)

国内用

【補償内容のご説明】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行特別補償保険	死亡補償保険金 旅行者が国内企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(*1)により、事故の日から180日以内に死亡され(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、かつ、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者の法定相続人に対して死亡補償金の支払責任を負った場合。	死亡・後遺障害補償保険金額を限度に死亡補償金の額 ①その旅行者について、既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、下記の額を限度とします。 $\text{お支払限度額} = \text{死亡・後遺障害補償保険金額} - \text{既に支払われた後遺障害補償保険金の額}$	たとえば、次のような事由により旅行者に生じたケガにより保険の補償を受けられる方が被った損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者、保険の補償を受けられる方または旅行者の故意 ②死亡補償金を受け取るべき者の故意 ③旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④旅行者の酒酔運転中または無免許運転中に生じた事故 ⑤旅行者の脳疾患、疾病または心身喪失 ⑥旅行者の妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*3 ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩むちうち症・腰痛で他覚症状のないもの
	後遺障害補償保険金 旅行者が国内企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(*1)により、事故の日から180日以内に身体に後遺障害が生じ、かつ、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して後遺障害補償金の支払責任を負った場合。	(後遺障害の程度に応じて)死亡・後遺障害補償保険金額の3%~100%の金額を限度に後遺障害補償金の額 ①お支払い額は、旅行者1名について、保険期間(保険のご契約期間)を通じて合計で死亡・後遺障害補償保険金額を限度とします。	*3「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるものはお支払いの対象となります。
	入院見舞費用保険金 旅行者が国内企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(*1)により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して入院見舞金の支払責任を負った場合。	入院日数に応じて、入院見舞費用保険金額を限度に入院見舞金の額(*2) ※入院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、入院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。	旅行者が次の行為を行っている間に生じた事故により保険の補償を受けられる方が被った損害に対しては、その行為が旅行日程に含まれている場合で、かつ、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた場合に限り、保険金をお支払いします。 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ ・自動車、原動機付自転車またはモーターボートによる競技、競争、興行、試運転 ・路線航空機以外の航空機操縦
通院見舞費用保険金 旅行者が国内企画旅行に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(*1)により、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、3日以上通院(往診を含みます。))された場合で、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に対して通院見舞金の支払責任を負った場合。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 ①平常の業務または生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。	通院日数に応じて、通院見舞費用保険金額を限度に通院見舞費用の額(*2) ※通院見舞費用保険金が支払われる期間中、旅行者がさらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても、通院見舞費用保険金は重複してお支払いできません。		

*1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した結果急激に生じる中毒症状を含みます(ただし、細菌性食中毒は含みません。)。したがって、通常の赤痢・コレラ等は対象となりません。

*2 同一の旅行者が入院かつ通院した場合には、入院見舞費用保険金と通院見舞費用保険金(通院日数に入院日数を加えた日数を通院日数とみなしたうえで、通院見舞費用保険金を算出します。))のいずれか大きい金額(同額の場合には入院見舞費用保険金)のみをお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行特別補償保険	携行品損害補償保険金(オプション) 国内企画旅行中に旅行者の携行品(*4)が盗難、破損、火災等の偶然な事故によって損害を受け、保険の補償を受けられる方が旅行業約款の規定に基づいてその旅行者に損害補償金を支払う場合。 *4 携行品とは? 旅行者が所有かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、航空券、パスポート、コンタクトレンズ、各種書類等は含みません。	携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とし、時価額(*5)または修繕費のいずれか低い額を限度に損害補償金の額から旅行者1名につき1回の事故につき免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた額 ①お支払いする保険金は、旅行者1名につき、14万7,000円が限度となります。 *5 時価額とは? 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	上記の①、③、④、⑧、⑨に加え、 ・旅行者と世帯を同じくする親族(*6)の故意 ・補償の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失(*9)
			*6 6親等内の血族、配偶者*7または3親等内の姻族をいいます。 *7婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。①婚姻意思(*8)を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *8戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。) *9置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合				
国内旅行傷害保険(入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約)	入院保険金	<p>入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>① 事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の入院(*3)に対しては、入院保険金はお支払いできません。</p> <p>② 支払対象となる「入院日数」は、180日(支払限度日数)を限度とします。</p> <p>③ 入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</p> <p>・けんかや自殺行為、犯行行為を行うことによるケガ</p> <p>・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産、流産によるケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置(保険が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ</p> <p>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</p> <p>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ *1</p> <p>・核燃料物質の有害な特性等によるケガ</p> <p>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ</p> <p>・自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ</p> <p>・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</p> <p>等</p> <p>*1 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。</p>				
	手術保険金	<p>入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入院中に受けた手術(*4)</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の手術(*4)</td> <td>5倍</td> </tr> </table> <p>③ 1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術を受けた場合には、10倍となります。</p> <p>④ 1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りです。</p>		① 入院中に受けた手術(*4)	10倍	② 上記以外の手術(*4)	5倍
	① 入院中に受けた手術(*4)	10倍					
② 上記以外の手術(*4)	5倍						
通院保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院(*6)された場合。</p> <p>*6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療(*2)を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p> <p>*7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎(けいつい)固定用シーネ、頸椎(けいつい)カラー、頸部(けいぶ)のカラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものを除きます。</p>	<p>通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>① 事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の通院(*6)に対しては、通院保険金はお支払いできません。</p> <p>② 支払対象となる「通院日数」は、90日(支払限度日数)を限度とします。</p> <p>③ 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガを被った約款所定の部位を固定するために保険の対象となる方以外の医師の指示によりギプス等(*7)を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。</p> <p>④ 入院保険金がお支払されるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。</p> <p>⑤ 通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。</p>					

*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療(*2)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※国内旅行傷害保険(サービス保険)には「旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、「日本国内旅行中」とは、国内企画旅行に参加するため所定の集合地に集合した時から、所定の解散地で解散するまでの間を旅行行程中とみなし対象とします。

※上記のケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(たとえば職業病、テニス肩等)

※重複補償について

●保険の補償を受けられる方が、補償内容が同様の保険契約(*1)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約の要否をご検討ください。(*2)

*1 旅行特別補償保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。(旅行特別補償保険・携行品損害補償セットの場合)

※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

〈重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)〉 包括契約保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご契約者と保険の補償を受けられる方・保険の対象となる方が異なる場合は、ご契約者から契約内容、本説明の内容を被保険者(複数の場合は全被保険者)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、一般社団法人 日本旅行業協会をご契約者とし、本保険加入の一般社団法人 日本旅行業協会の正会員・協力会員、若しくは会員が実施する企画旅行に参加する旅行者を被保険者(保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。)とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。

この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご参照ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間などにつきましては、パンフレット等をご参照ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご参照ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプなどによって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は：

パンフレット等記載の問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は：

東京海上日動安心110番(事故受付センター)(受付時間:365日24時間)



0120-119-110

“事故は119番-110番”

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用いただけます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関する注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されると保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご参照ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者(保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。以下同様とします。)となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日(※)から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日(※)から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

(※)ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご参照ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まり

ます。ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)

ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年(※)を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

(※)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご参照ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

詳細は後記(引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)等をご参照ください。

6. 個人情報の取扱いについて

後記<個人情報の取扱いに関するご案内>等をご参照ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額などをするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

① 現在のご加入を解約、減額などされる場合の不利益事項

○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

② 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。

現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。

(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご参照ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠

・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠

・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等

・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠

・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(※)携行品一式特約付帯産産総合保険、またはヨット・モーターボート総合保険の場合は、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

<携行品一式特約付帯産産総合保険の場合>

・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)

・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

・事故の発生した敷地内の見取図

・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

<ヨット・モーターボート総合保険の場合>

・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)

・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

・保険金をお支払する場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)

・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、凶面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)

・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類

・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書

・被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご参照ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社がご加入を取り消すことができます。

- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社にご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。ただし、破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%まで補償されます（保険期間が1年以内の場合）。

<共同保険引受保険会社について>

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険(株)
共同引受保険会社 AIG損害保険(株) Chubb損害保険(株)
ジェイアイ傷害火災保険(株)
三井住友海上火災保険(株)

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ
(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

2. ご加入内容に関して、以下の点をご確認ください。

●『海外旅行保険にご加入の場合』ご確認ください。

- 旅行中に職業・職務に従事される方がいる場合は、あらかじめご申告いただく必要があることをご確認されましたか?
(旅行中に新たな職業に就かれるときまたは旅行中に従事される職業・職務を変更される時も同様となります。)

●『旅行特別補償保険』『海外旅行保険』にご加入の場合ご確認ください。

- 旅行中に下記の運動等を行う方がいる場合は、あらかじめご申告のうえ、割増保険料をいただく必要がある場合があることをご確認いただきましたか?
(割増保険料をいただけない場合、下記の運動等を行っている間の事故は保険金お支払いの対象外となります。)

- ・山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
- ・リュージュ、ボブスレー、スケルトン
- ・スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロブレーン搭乗
- ・その他これらに類する危険な運動
- ・以下の乗用具による競技・競争・興行(いずれも練習を含む)または試運転、競技場でのフリー走行等
自動車、原動機付自転車、ゴーカート、モーターボート、水上オートバイ、スノーモービルその他これらに類する乗用具
- ・航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、職務での航空機操縦を除きます。)

- 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか?

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は：パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は：東京海上日動安心110番(事故受付センター)(受付時間：365日24時間)

0120-119-110 “事故は119番-110番”(フリーダイヤル)

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からご利用になれます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)